

# 家庭用防犯カメラの購入を補助します

犯罪被害を未然に防ぐため、桐生市では家庭用防犯カメラの購入費用を補助します。

## 対象者 次の2点に当てはまる方

- ① 桐生市内に住民票の住所があり、居住している
- ② 市税等を滞納していない



## 対象の家庭用防犯カメラ（インターホンを含む）

次の2点に当てはまる、令和6年3月1日以降に市内のお店で購入した新品のもの。インターネットサイト等で購入したものは、対象外です。

- ① 犯罪の防止を目的として固定して設置し、住宅の敷地内の映像を記録するもの。
- ② 市内の住居に設置するもの。店舗に設置するものとペットカメラは対象外です。

## 補助額 消費税を除いた購入費用の1/2(上限10,000円)

100円未満切り捨て

1世帯1回限り

令和6年10月31日締め切りです。

防犯カメラの設置費用、付属品の購入費用も含めます。

複数の防犯カメラを同時に購入する場合は、合計額から算定します。

☆ 申請方法は、裏面をご覧ください ☆

## 申請方法

令和6年5月7日以降に桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ電話し、予約をしてください。

## 申請から補助金振り込みまで

(1) 桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ電話し、予約する。

0277-46-1111 内線465・466

(2) 市内のお店で対象となる防犯カメラを購入し、次の2点をもらう。

① 領収書（商品名・購入金額・購入日・販売店名が書かれているもの）

② 購入した防犯カメラの機能がわかるパンフレットまたは説明書

(3) 補助金交付申請書・請求書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に

桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ提出してください。

別世帯の方が補助金交付申請書・請求書を提出する場合は、委任状が必要になります。

① 領収書（原本）

② 購入した防犯カメラの機能がわかるパンフレットまたは説明書（コピー可）

③ 申請者名義の通帳

※補助金交付申請書・請求書と上記書類は、新里支所または黒保根支所の

市民生活課 庶務・税務係でも提出できます。

※補助金交付決定後、補助金が振り込まれます。

お問い合わせ先・申請書提出先  
桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当  
0277-46-1111 内線465・466